

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	本庄市北堀字野林七九九番一地先 から同市北堀字北裏六六五番一地	区 間
S 一八・一〇 三四・八八	S 一一・三五 一五・八三	敷地の幅員 (メートル)
二三五・八六		延長 (メートル)
道路改築工事である		備 考